

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第11回）議事録

■日時 令和5年1月26日（木）午前10時00分～午前11時52分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、高橋委員、堤委員、平林委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）今井土地区画整理事業【3回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

日本電子昭島製作所建物更新計画【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスの全9項目について、質疑及び審議を行った。

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第11回）
速 記 録

令和5年1月26日（木）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただきありがとうございます。進行を務めますアセスメント担当課長の椿野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 11 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入室いたしました。

○齋藤第一部会長 それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 3 回目、「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 1 回目、「その他」となります。

○齋藤第一部会長 それでは、次第 1 の 1 番目「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤第一部会長 事業者の皆さま方、本日もよろしくお願いいたします。

本事業の審議につきましては、4 回審議予定の本日が 3 回目となります。事業者の出席は、今回までとなりますので、委員の皆さまには、ご担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の

後、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら事業者は退室いたします。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。

ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、資料 1-1 を御覧ください。

資料 1-1 は、過去 2 回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等、環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、水循環 生物・生態系 共通、史跡・文化財、その他の順でとりまとめており、合計 13 件、その他 1 件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明は取り扱い欄に前日の付として、12 月 22 日 (12/22) と記載しております。その部分を中心に要約して内容を御説明いたします。

まず、【大気汚染】番号 1 として、粉じん対策として散水や仮囲いの計画について質疑が行われました。事業者からは仮囲いの高さは 3m を計画、粉じんの発生防止として散水や転圧を主軸に考えており、住居が分布している計画地の西側の地域を中心に仮囲いをしていきたいとの回答がありました。

【騒音・振動】の番号 2 として、工事用車両の走行、関連車両の走行に伴う騒音の評価について質疑が行われました。現状で負荷の高い路線にはなるべく車を振らないよう工夫や、時間帯の平準化など、今後の工事に向けて事業者としてできる範囲で検討させていただくとの回答がありました。

続きまして、【生物・生態系】の番号 3 として、猛禽類の狩り場利用の調査について質疑が行われました。事業者からは非公開の希少種情報が含まれるため、口頭で補足説明させていただく。また、評価書の中で具体的な調査結果の内容と、それを踏まえて予測・評価という形で補足していきたいとの回答がありました。

【生物・生態系】の番号 5 として、動物種、動物群集の変化の程度における環境類型区分について質疑が行われました。事業者からは、基本的には一般種、群集については 200m を基準にコメントをしている。類型区分の相互感、解析、予測について記載方法を検討するとの回答がありました。

【生物・生態系】の番号 6 として、植物を移植した後の定着までの確認について質疑が行われました。事業者からは、移植の直後は移植種が育たないこともあるため、頻度を上げて

確認をし、その後は定期的にチェックをして事後調査報告書で報告するとの回答がございました。

【史跡・文化財】に関しては、街区の工事の施行の順序について質疑が行われました。事業者からは、文化財の試掘が必要な範囲は限られたところであるため、そこを避けて行うことは十分可能。また、C区は鉄塔移設も絡んでくるため、A区、B区が先行してくる形と思われるとの回答がございました。

資料 1-1 は以上になります。

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。

こちらは、令和 5 年 1 月 18 日に行われました、都民の意見を聴く会における公述意見の概要について説明をいたします。

公述人は 2 名でした。評価項目でまとめますと、水循環、生物・生態系、景観、その他について意見がございました。限られた時間で御説明いたしますので、特に環境保全の見地からの意見について要約して御説明いたします。

まず、水循環についてですが、事業者の見解は、「雨水の浸透能力は『都市計画法』の規定に基づく開発許可等に関する審査基準である「60mm/h」の降雨量に適合する計画としている」とある。

しかし、2016 年の台風 9 号において、1 時間に 107.5mm の降雨があり、今井 3 丁目や藤橋 3 丁目地域に、床上浸水や床下浸水が発生し、大きな被害が発生した。

この雨量が、現実にあったことを考えれば、それ以上の事を想定した対策を講じることが、地域の安心安全な街を守ることに繋がるのではないかと。

このような災害を、2 度と起こさない様に、想定外も考慮した対策を講じていただくようお願いしたい。

続きまして、生物・生態系についてです。緑被率について、この土地は大部分が畑地や樹林地となっている。進出した企業にも割り当て 15%を超えるとの予測であるが、あらかじめ、公園をもっと造成したり、既存の樹林を残し、最初の段階で 15%以上を達成すべき。

環境影響評価書案の植物調査地点 No. 15 や No. 2 の近くには、ケヤキの樹林やヤブミヨウガやカキなどが植えられている樹林がある。これらの樹林を残し、つる植物などを択伐するなど、活用すべきである。

また、No. 3 付近には草原がある。チョウゲンボウやモズなども来ている。これらも残し、草原の中から出てくるヒガシニホントカゲや鳥たちの生息環境を維持してほしい。

No.1 付近にはクスノキがある。幹周が 330cm あり、他の巨木と同じように保護し、シンボルツリーなどへ活用すべきである。

1 号公園について、スギ、ヒノキ林はアラカシなども生え、良好な森林となっている。スギなどを択伐し、ヒトの立ち入りをせず、保護地にすべきである。との御意見がありました。

続きまして、景観についてです。開発予定地はどこでも奥多摩や秩父などの山並みが見え、また、工作物がないため、景観が優れている。評価書案においても、倉庫で隠されてしまっているため、景観に関しては大いに影響があると考えられる。との意見がございました。

続きまして、その他を御説明いたします。町の魅力について、大部分が畑地や樹林地となっており、現在は散歩や散策の場として利用されているが、全部が改変され、ただの倉庫街となってしまう、味気のない、魅力のない街となってしまう。

交通について、現状でも今井 3 丁目住宅地域市道の通り抜け車両が多く、藤橋小学校の通学にも使用している道路であり、危険な状況である。工事期間中及び物流倉庫完成後の岩蔵街道の交通量の増加により、今後さらに危険な状況になると思われる。

事業者の見解が示されているが、現実には、通り抜けが現状でも守れておらず、今後は交通量が拡大すれば、さらに通り抜けが拡大することは自然だと思う。したがって、岩蔵街道を計画地北側から南側方向へ向かう車も、新たに整備される都市計画道路を経由するルートへ転換する等の対策も検討していただきたいと考える。

地域住民が安心・安全で生活できることが何よりも第一優先だと感じる。との意見がございました。

資料 1、資料 2 の説明は以上になります。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から資料 1-1 及び資料 1-2 について、御説明がありましたけれども、初めに資料 1-1、前回の質疑応答の点について議論していきたいと思います。

何か修正等がございましたら、まずは委員の方々から御意見をいただきたいと思います。なお、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

また、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者との質疑応答がありますので、そのときをお願いいたします。

まずは、前回の質疑応答についてですが、何か御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、前回の質疑応答について、事業者の方から補足等がござ

いましたらお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○事業者 特にはないです。

○齋藤第一部長 分かりました。特にはないということですので、それでは資料 1-2、都民の意見を聴く会について、御意見や質問等を伺いたいと思います。

まずは、都民の意見を聴く会に御出席をされた森川委員と高橋委員に、何かコメントがあればいただきたいと思いますが、まずは、森川委員、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○森川委員 1月18日に出席してまいりました。

お二人の方からお話を伺ったのですけれども、どちらかと言うと、この施設ができた後、どうやってより良い環境としてやっていけるかというような観点でお話しいただいています。

ここに要約をまとめていただいているのですが、印象に残った点としては、例えばその緑被率のことですね。公園をもうちょっと残してもらいたいとか、すでに畑地でありますのでいろんな木もありますし、そういった物をもっと活用できないかというようなお話が印象に残りました。

あと、やはり交通量が増えるのは間違いないことですので、それについての御心配ですとか、あと、水循環についても、前に一度災害が起きたときにとっても心配だということで、やはりアスファルトで覆われてしまったりすると、雨水の浸透が減ってしまうといったところから心配ですというお話で、設備ができてどうしたらもっと良い環境でいられるかというような感じでしたね。

建物が建って景観が損なわれてしまうというのは、これはちょっと確かにそのとおりだなと思ったのですけれども、緑地とか公園とかいったところで少しカバーできればいいのかなと思った次第です。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 森川委員と一緒に都民の意見を聴く会に出席してまいりました。

今、森川委員がおっしゃったとおりですが、お二人の方とも基本的には自然環境とか生物・生態系を守ってほしいというのがメインの意見だったと思います。

それに加えて、この資料にもありますように、例えば水循環のところ、審査基準である「60mm/h」が審査基準になっているけれども、過去には100mmを超える降雨量はあったとか、その他交通量のところで、現状でも小学校の近くを通り抜ける車があるとか、地元にいる方

の視点でなければ分からないような意見があったというのが印象に残ったところです。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ただいま都民の意見を聴く会に出席していただいた二人の委員からコメントがございましたが、この都民の声を聴く会のこの要旨などを含めて、委員の皆様からコメント等はございますでしょうか。

平林委員、よろしく願いいたします。

○平林委員 水循環のところ、100 mm を超えるような雨が降ったときに、浸水するのでそれを起こさないでくださいというのは、住民の方が流域治水とかを考えて、10 年に 1 度とか 30 年に 1 度のような、レアなケースは違う対策をする、また補償するというような都の水害対策のことを理解していただくように、御説明されるのがいいのかなと思いました。全て守るといようなことを約束するべきではないので、そこをどういう場で説明するのか分からないけれども、そのように思いました。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それから、横田委員、よろしく願いいたします。

○横田委員 生物・生態系に関して、3つほど具体的な地点を上げていただいて、御意見が出されていますが、これらの地点が評価書案の植生図とどう関連づけられるかが分からなかったのですが、その点は事業者さんにお伺いしてもよろしいでしょうか。植生図に反映されている地点についてのコメントなのかという質問です。

○事業者 はい、ちょっと補足させていただきます。

住民の方の御意見、意見書をいただいたのは、単体で少し大きな大径木がありまして、それはどこかと言いますと、植生図だと言いつらいのですが、例えば 16 ページ辺りの土地利用図を見ていただくと、イメージが湧くかと思います。

16 ページの、例えば、C 街区の真ん中ちょっと下ぐらいのイメージだと思うのですが、ここに単体で、タブノキの、かなりの年月が経っている物があって、例えば、そういうものをシンボルツリー的に残せばいいのではないかというようなことでございます。

そこに対する見解は、見解書に書かせていただいておりますが、その説明はよろしいでしょうか。

○齋藤第一部長 合わせてやっていただければ。

○事業者 はい、分かりました。

今回、まず本事業は、組合施行による土地区画整理ということがまず大前提にあることが

我々でございます。

といいますのは、約 200 人近い地権者様の財産、皆さんがやりたいということで、この事業が成り立ったとなったときに、各事業者さんの土地である財産を、平たく言えば削って、皆さんで捻出して公園をつくったり、道路をつくったり、インフラをつくっていくという事業になります。

そうなると、ある程度その土地利用で、例えば、C 街区の真ん中に木を残した場合に、例えば企業さんにちゃんと売れないと、事業者さんの 200 人の方に事業費というのが、正直言いますと出ません。

そうなると、こういった区画整備でありますと、どうしても面積というのは、減歩にかかってきてしまいますので、やはり有効に、なるべく減歩を使わず、よく言えば環境の質を上げる、というような土地利用というのが、どうしても望まれてきてしまいます。

繰り返しますけれども、例えば、C の真ん中にシンボルツリーを残して緑地にした場合に、土地利用的には保留地としてはなかなか売れないとなると、事業は辛いと。その分、頑張っただけに、北側に、自然環境のいいところをより上げていくというのが、今回のコンセプトとなりますので、単体の樹木というよりは、北側のまとまった樹林地を活用していくというのが、我々の今の事業者さんの財産を最大限に活かした土地利用として、今考えついたと言いますか、行きついたところがそのようなコンセプトでございます。

○齋藤第一部長 横田委員、続きがありましたらどうぞ。

○横田委員 それでは、質疑応答させていただきます。

ありがとうございます。分かりました。

造成の計画は 23 ページに載っていますが、こちらとの関連づけでちょっと今のお話をお伺いしたいと思います。

造成の切り盛り境がかなり街区の中に入り込んでいますよね、そうなりますと、今おっしゃった内容ですと、全部オールフラットにせざるを得なくなってしまいますが、かなりスポット的に残されている緑地が、この切り盛り境の周辺にある場合は、ここをつなぐような造成上の配慮というものが、少しあり得ると思うのですね。

そうしたときにうまく街区の中の地割と、造成上の線的な配慮というものをうまく組み合わせ、ちょっと切り盛り土量を減らして、残存する緑地に均すような造成の箇所を残さないかというように思うのですが、その点はいかがですか。

○事業者 要は、残存緑地に自然に地形が繋がっていくイメージということでよろしいで

すか、御質問というのは。

○横田委員 その場合、この切り盛り境がおそらく線として残ると思うのですが。

○事業者 分かりました。

今回御覧いただいているように、北側に都市計画道路が横に通ってしまっていて、これは現道でも通っています。

この現道の横の道路の北側というのは、御覧いただいているように、斜面でコナラがあり、どちらかというと、昔ながらの青梅さんの昔の里山的な環境を残しています。

道路という構造物というのは、周りを囲んでしまっていますが、どうしても環境の分断にはなってしまうような土地利用であることは現状もそうだと思います。

ちょうどこの道路の下側というのは、人為圧のかかっている平たくなれば耕作地であったり、ちょっとした作業の小屋があつたりという、明確に今、現状でも「環境分断」という、ちょっと表現はきついです、明確にこの道路を境に北側と南側というのは、明らかに連続性というのが乏しいような地域になっていますので、そういった意味で、今はコンセプトとしては北側は手つかずというか、公園的には残して、南側は改変地として利用していくというような考え方でございます。

ですから、何となく自然につながっていけるようないいところかないという、言い方がちょっとあれですが、そのような形です。

○横田委員 今のお話はおそらく全体のランドスケープだと思うのですが、街区の中での少し小さいスケールでの残し方の質問をさせていただいて、街区の中の割り方を少し地形に即した形で割るような余地というのがないのでしょうか。

○事業者 青梅市さんの地区計画で最低街区の区割りの面積が決めてあつたりとかがありまして、それは何から来ているかという、やはりここがインター近隣で、土地利用的に流通系を誘致したいという青梅市さんの上位の計画があります。

実際、今の事業を成り立たせるためには、例えば、流通さんを誘致するときに、やはり圏央道沿いのこういったところのニーズというのは、ある程度やはり面積の大きい事業者様というのが、非常に誘致先には多い、またニーズが多い地域になります。

ですので、やはりそういった事業性を考えると、ある程度大ロットという言い方はちょっとあれですが、そういうことにせざるを得ないような事業の成立性なり、企業の誘致という観点と、青梅さんの上位計画から、そういうような考え方になります。

そういったことをいろいろ勘案すると、全体のランドスケープになるのですが、やはり北

側に照準を合わせて質を上げて、あとは人為的な緑地等で南側はつないでいくような形ということに行き着いてと言いますか、今そういうふうを考えてございます。

○横田委員 緑地が全く残せないというような激しい起伏ではないと思うのですよね。ですので、回避したような宅盤のつくり方を工夫することができる地形のように思うのですよ。

ですので、街区によっておそらく条件が違いますが、少しスポット的に内部のハブになるような緑地があれば、その周りは少しくまぐ、部分的にパッチになっちゃうと思いますが、残すような形で、全体を造成するというような配慮を検討することによって、おそらく内部の緑地というのは残る割合が増えてくるのではないかなと思うんです。

それはおそらく排水計画ともかなりリンクしていると思いますので、排水はおそらく街路側に出してしまうと思うのですが、切り盛り境のところできちんと排水をしていくというようなことを同時に位置づければ、かなり良いグリーンインフラになる可能性はあるのではないかなと思いますので、そういったところを御配慮いただければと思います。

○事業者 はい、分かりました。

この計画地が、ちょっとタラレバの話になってしまうのですが、例えば、もう少し樹林に覆われた計画地とかであれば、おっしゃったように、その誘致街区の中にちょっと残して、どのみち緑地を企業さんも持たないといけないので、それを使っていただくような発想ができると思うのですが、なかなか正直言いますと、結局ここも苗圃を放っておいたというのはちょっと言い方があれですが、放置された樹木がかなり大きくなった成り立ちであったりだとか、なかなかいい緑地がたまたま、たまたまといったら表現悪いですが、使い勝手のいいようなデコレーションがなかなか厳しいかなというのが正直あります。

概念はすごく分かりますし、それができれば理想かなと思いますが、もう少し緑地がいっぱいあるようなところでしたら自由にできるけれども、いかんせんスポットなんですね。木とかが点在しているというか、散在しているというか、それを活かすと、やはり現実論として絵を描いたときにはなかなか変なところにきてしまったりとかが正直あります。

○横田委員 条件がいろいろありますからね。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○横田委員 全体的なコンセプトとしてそういうところも配慮していただきたいということです。

○事業者 はい。設計サイドから、ちょっと補足させていただきますが、先ほどの御意見は、可能性としてはやはり進出企業さんの建築計画とか、そういったものとの整合性も出てくる

と思います。

ある程度、先ほどお話ししたとおり、大規模な建築物が建つだろうというようなところもありますので、この計画道路沿いに接しているところの樹木に関しては、先ほどのように、既存の樹木を保全して、緑地帯の一部として残すということは可能性としてはあるかなと思います。

ですので、そこはまた今後その辺も踏まえて検討していけたらと思います。

○横田委員 ありがとうございます。

街路沿いはまた別の考え方かなと思うのですよね。

○事業者 ちょっと補足で。私もちょっと工事を担当する予定ですが、304 ページをちょっと見ていただければと思います。

まだ建築計画が煮詰まっていないのですが、例えば、C街区でいえば、かなり大きな建物を予定しているんですが、その建物の周りに、さらにメンテナンス道路がやっぱり当然必要になったり、駐車場が必要になったりしますので、先ほど言われましたように、切り盛り境でも、この道路の脇で企業の緑地帯に被ってくるところがあれば、何本かは残せる可能性もあると思いますので、レイアウトして、なるべくなら残すようには検討したいと思います。

○横田委員 それはいいと思います。

○事業者 細かい話をするとそういうことになります。

○横田委員 ありがとうございます。

○事業者 よろしく願いいたします。

○齋藤第一部長 横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員 はい、分かりました。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

都民の意見をもとに議論していただきましたが、そういったような意見もあるということで、具体的になったときに少し御配慮いただく。もちろん、この土地の利用の仕方というのはまた別の目的があるので、それとは整合だとは思いますが、そういった意見があったということは頭の中に入れていただいてということで、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、水本委員から手が挙がっていますが、この都民の意見を聴く会に関連してということでもよろしいでしょうか。

○水本委員 今の御意見と、それから横田委員の御質問に対してということで、少し追加させていただきたいというか、前回の議論も踏まえて追加させていただきたいのですが、前回

ちょっと確認させていただいた点としては、切土と盛土の順番としては、切土をやった後に盛土をするといったようなことを確認させていただき、それから、今の御計画も変わることもあり得ると思うのですが、今の御計画としてはA街区の辺りから手をつけるということは確認させていただいたかと思います。

このあたりの施工順と、切土と盛土の関係と、この区画ということというのは、非常に今の議論の中では大切なことだと思いますし、横田委員の御質問、そこからさらに切土・盛土の範囲が想定される街区を超えているということから、もっと細かい地形のところで御質問があったかと思います。

このあたりというのは、実は史跡・文化財とも非常にリンクする部分でもありますので、自然環境と、史跡・文化財の残存状況というのは、非常にリンクする部分でありますので、前回、特に、丹念に質問させていただいた次第です。

ですので、このあたりのことは私も非常に気にしております。ですので、このあたりの仔細というのは、新しい御計画が立たない中では非常に難しい部分もあろうかと思いますが、やはりその自然との関係と史跡・文化財の両方ともリンクする部分もあるので、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。

このあたりは、都民の方も自然環境から非常に気にされている部分でもあるということで、私の方からも強くお願いしたいところであるということ、もう一度確認させていただきたいということで、コメントの方でお願いいたします。

○齋藤第一部会長 どうもありがとうございました。

コメントでということですが、事業者から何かコメントがあれば伺いますが、特にはないでしょうか。

よろしいでしょうか。水本委員からコメントだということでございます。

あと、都民の意見を聴く会に関しましては、先ほど参加した両委員から貴重なお話をいただきました。都民からの意見ですので、ぜひ御配慮をいただいた上で、今後の事業を進めていただきたいと思います。

それでは、特段、都民の意見を聴く会に関してはこれ以上御意見はないようですので、これから、事業内容、それから評価書に関しまして、事業者の方と質疑応答ということにいきたいと思います。

改めまして、皆様から御意見を伺いたいと思いますが、本日御出席の皆様方から何か御意見、質問等がございましたら伺いますが、いかがでしょうか。

森川委員、よろしくお願いします。

○森川委員 高橋委員と同じことを言うのではないかなと思いますが、お話をちょっと高橋委員としていまして、大気汚染の対策で前回質問をさせていただいて、仮囲いというものを設置して、騒音と粉じんの対策をなさってくれるということで、これは西側を中心にということでしたが、西側だけなのかなというところですか。

評価書案の 61 ページに公共施設の配置が描いてありまして、北側の方は住宅があまりないのですが福祉施設がありまして、こちらの方は対策がなかったのかなというところを、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方、御回答をお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

前回の御議論で、「防音壁等々については西側の住居地域の方に設置というお答えを、評価書案時点ではしています」とお答えをさせていただきました。

ただ、前回の議論で、ちょうど今御指摘いただいたように、13 番に、要は北側に、福祉施設がございますので、こちらに対する配慮のために、そちらに防音壁を、工事中は仮囲いをつけて騒音と粉じんの防止等に努めます。

また、当然ながら、散水でありますとか、早期の転圧でありますとか、必要以上に裸地が大きくなるようにとか、粉じんに対する対策を併せて十分にやっていきますので、評価書案に記載がない部分としては、新たにこちらの配慮施設方面にも、仮囲いを設置するというので、現状は考えております。

○森川委員 ありがとうございます。よかったですと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

極めて重要なところですので、評価書にはそのように記載をしていただければと思います。ありがとうございました。

○事業者 承知しました。

○齋藤第一部長 他にいかがでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 事後調査に関するような話になるのですが、この後、この緑地がいろいろ整備されていった後に、こういった主体が、こういった緑地の管理者として考えられるのか。公園はもちろん自治体さんですけども、それに関わる市民の方々がやるとか、育成管

理に関わる方々、どういった方々をステークホルダーと考えて、どのような育成のさせ方を盛り込まれるのか、教えていただきたいと思います。

○事業者 はい、ありがとうございます。

我々事業者としては、今は準備組合、後々は組合となりまして、基本的には造成工事が終わって、ある一定時期になると組合を解散して、今後事業体はなくなります。

当然ながら、アセスの方は青梅市さんと連携して行っておりますし、当然管理というのは引き渡す形になっていきます。

今今青梅市さんが、100%のお答えではないのですが、かなり青梅市さんは、「青梅の森」とあるとか、そういった「二次林」の管理であるとか、積極的な市になります。

今お話されている部署の方々も、そこはそういった「青梅の森」みたいな形の、後々、非常に質の高く、場合によっては第三者の方が手伝ったりとか、そこまではまだ言及はしていないですが、イメージとしてはそういうことをいつも口にされていますので、その辺は、先生がおっしゃったように、維持管理がないと全く成り立たないことになりますので、我々アセス側としても管理者の方にしっかりお伝えしていきたいと思っております。

○横田委員 ありがとうございます。承知しました。

私も青梅市さんの生物多様性保全協議会に出ておりました。市民の方々で生態系に対して取り組まれている方が多いんですね。知見も豊かにあります。

アセスの中で、この生物多様性の一時的なインパクトというのは、やはり回避しきれないところがありますが、それが一回周りに生き物などが逃避した後に、どういうふうにもたそれをつなげていくかという観点で街づくりをしていくことが大事かと思えます。

その中で、モニタリングに対して、市民の方に関わっていただく機会を提供するような育成管理の仕方とか、あるいは街路樹形成の在り方とか、そういうことをぜひ青梅市さんと一緒にお考えをいただいて、これから盛り込んでいっていただければと思います。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

他にご質問、ご意見等はよろしいでしょうか。

概ね議論が出尽くしたようですので、これにて質疑を終了したいと思います。

住民の方からも御意見がありましたが、基本的に事業に関しては皆さん賛成をされているのかなと思います。

期待を持って見ておられるのかと思うのですが、その在り方というか、自然環境とのマッ

チングであるとか、周りの景観も含めて、具体的な中身に入ったときの配慮をぜひお願いしたいと思いますので、最後にそのような形でまとめさせていただきたいと思います。

本日は事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

○事業者 どうもありがとうございました。

(事業者退出)

○齋藤第一部長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議に向けた審議事項の候補を挙げていきたいと考えております。委員の皆さまから御提案をいただきたいと思いますが、順番に、大気汚染の森川委員からお願いいたします。

○森川委員 はい、森川です。

やはり工事中の粉じんとかの対策はきっちりやっていただきたいなというのと、先ほど事業者の方も「北側の配慮をしますよ」ということなので、よかったなと思うのですが、そこも含めてあればいいかなと思っているところです。

○齋藤第一部長 北側の件も含めてということかと思えます。どうもありがとうございました。

それから、高橋委員いかがでしょうか。

○高橋委員 先ほど大気汚染のところ森川委員のおっしゃった北側の福祉施設のところです。

これまでの審議で僕はコメントしていなかったのですが、やはり福祉施設という性格上もありますし、それからものすごくその事業施設と近接している場所でもあるということで、大気汚染も含めて、騒音・振動に対しても十分な配慮をしていただく必要があるかと思えますので、総括審議に上げていただければと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、先ほどの大気汚染の1番の件を騒音・振動と合わせて、共通事項として考えたいと思います。ありがとうございました。

それでは、水循環の平林委員いかがでしょうか。

○平林委員 はい、水循環ですが、2番目のところで、市民からのヒヤリングでもあったように、ここは水害の多いところですし、田んぼから住宅地になるところで関心も高いところでもございます。

ですので、評価書案を今も拝見しますと、かなり書いてはいるのですが、まだ書きぶりが足りないということで、どういう浸透能力があるとか、どういう設計の浸透井戸であるとか、

もう少し書きぶりを充実させていただくということで、こちらも上げていただければと思います。

○齋藤第一部長 これは水循環の2番に相当するところですね。はい、分かりました。どうもありがとうございます。

それから、生物・生態系で横田委員、何かありますでしょうか。お願いいたします。

○横田委員 はい。ありがとうございます。今、色々と質疑をいただいたとおりでありますが、まずは、水循環と生物・生態系に共通の1番のところですが、おそらく雨水の浸透環境の確保と緑地保全の在り方というのは、かなり両立させながら解決していくことが大事かなというふうに思っています。

先ほど、宅盤の中の具体的な配慮を少しお願いしたのですけれども、これからおそらく造成計画など検討されていく中で、もう少しそういった造成上の配慮というものを具体的にさせていただく必要があるのかなと思っております。ということで、ここの項目を対象としていただければと思うのと、それから、史跡・文化財に関しても生物多様性と関連するというお話がありましたが、まさにそのとおりかなというふうに思っております。

街区ごとに段階が異なっていて、工事の段階が異なることで、生態系に対する影響の出方も異なるので、そのあたりも事業計画がもう少し具体的に示せる余地があれば、やはり配慮事項として、造成の手順であるとか、工程などを少し具体化していただくようなことをお願いできればいいのではないかなと思います。

○齋藤第一部長 分かりました。

まず1つは、水循環との関係の中で生物・生態系も捉えてということで、先ほどの浸透量の件ですね。それから、もう1つは史跡・文化財の件ですね。

○横田委員 それは事業計画になるのかもしれないですが。

○齋藤第一部長 事業計画になるのかもしれないということですが、そこも上げさせていただきたいということかと思えます。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。皆様から本日の意見を踏まえて何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、大気汚染と騒音・振動で共通で1つと、水循環で、これは生物・生態系とも関連しているのかなと思うのですが、この1つと、それから、史跡・文化財というか事業計画絡んだところで1つというような形で、総括審議に上げていくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、そのようにさせていただきたいと思います。

御審議ありがとうございました。

この後、総括審議の内容については、各委員、それから部会長である私と個別に相談していくということになるかと思いますが、最終的な案は部会長に一任をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、引き続きまして、次第1の2番目「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席をいただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤第一部会長 事業者の皆さま方、本日は御出席ありがとうございます。よろしく願いいたします。

さて、審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計3回とする予定です。2回目に審議結果をまとめ、3回目は総括審議となります。

事業者の出席は、今回を含め3回を予定しています。今回は1回目の審議となりますので、委員の皆さまには、事業計画の内容など確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、資料2を御説明いたします。

こちらは、環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見となります。

1 意見書等の件数

都民からの意見書につきましては0件となっております。事業段階関係市長からの意見が1件、合計1件となっております。

2 関係市長からの意見

こちらは昭島市から意見が出されております。

(1)全般について

・工事の実施に関しては、関係法令等を遵守するほか、近隣に昭島市立武蔵野小学校もあることから、関係車両の交通法規遵守及び安全運転を徹底するとともに、交通誘導員を常時

配置するなど、歩行者の安全対策を実施すること。また、昭島市総合基本計画及び昭島市環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても、十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。

以上になります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事業者から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いしたいと思います。

説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介をいただければと思います。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、始めさせていただきます。

私は、今回の事業主でございます日本電子株式会社でございます。今回同席いただいておりますのが、今回のコンサルをお願いしております三菱地所設計でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、日本電子昭島製作所建物更新計画の環境影響評価書案の内容について御説明させていただきます。

これから御説明させていただきます内容といたしましては、事業の概要と環境面のポイントとなること及び予測結果で特筆すべき部分について、ポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、まず1ページを御覧ください。

事業者の名称は日本電子株式会社でございます。対象事業の種類は工場の設置です。

対象事業の内容の概略を表3-1に記載しております。本事業は昭島市武蔵野3丁目に位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存建屋群の建替えを順次行なっていくものです。

用途地域は準工業地域、敷地面積は約49,830㎡になります。表中でグレーに網掛けをしているところが12、13、14号館、その他附属施設を設置するものです。

事業終了時の残地する建物を含めた建築面積は合計で約27,755㎡を予定しております。

工事は令和5年に着手し、順次建設工事を開始いたします。供用開始は、12号館は令和7年、13号館は令和12年、14号館は令和19年を予定しております。

続いて、ページが飛びまして 11 ページを御覧ください。6. 対象事業の目的と内容です。

6-1 対象事業の目的ですが、本計画地は昭和 36 年に開設した当社の主力工場であり、各種理化学計測機器、産業機器、医療機器等の生産並びに新製品の開発拠点として活用しております。

本工場は開設後 50 年以上が経過し、初期に建設した工場建屋群の老朽化が著しく、これらの建物の建替えを行うことが全体の計画でございます。

この建替えにより、工場のさらなる低騒音化や省エネルギーの促進、生産性の向上により、地域経済の発展並びに住環境と総合環境の調和に資するものができると考えております。

次に 6-2 対象事業の内容です。計画地の位置及び概況について説明させていただきます。

12 ページを御覧ください。こちらは計画位置図です。

計画地は昭島市北東部に当たる武蔵野三丁目に位置しており、計画地東側は都道 59 号多摩大橋通りに接しております。計画地の南側約 650m には J R 青梅線の中神駅がございます。

続いて 13 ページを御覧ください。こちらは航空写真です。赤枠が計画地になります。

周辺北部・西部には工場が立地しております。敷地南部及び都道 59 号線を挟んだ東側には、主に住宅が立地しております。

続いて 14 ページを御覧ください。下段の図 6.2-2 に当社の製造工程を示しております。流れといたしましては、資材ユニットの納品を受け、それを組み立て、調整を行い出荷する流れとなります。

続いて 17 ページを御覧ください。こちらが全体の配置計画図です。

薄いグレーの建物が計画建築物です。12 号館、13 号館、14 号館、都道沿いの小さな建物が守衛所、南側の細長い物が駐輪場です。

続いて 18 ページを御覧ください。こちらは 12 号館の立面図です。

地上 8 階、地下 1 階、建物高さは G.L.+約 44m、用途は工場になります。

続いて 19 ページを御覧ください。13 号館の立面図です。

地上 5 階、地下 1 階、建物高さは G.L.+約 28m、用途は工場です。

20 ページを御覧ください。14 号館の立面図です。

地上 5 階、建物高さは G.L.+約 28m、用途は工場、倉庫、展示場です。

飛びまして 29 ページを御覧ください。図 6.3-1 に工事ステップ図を示しています。

ステップ 1、敷地南東側に 12 号館を建設いたします。ステップ 2、敷地西側の既存 2 号館を解体いたします。ステップ 3、13 号館を建設します。ステップ 4、敷地北側の既存 1 号館

を解体し、ステップ5、14号館を建設します。

31 ページを御覧ください。6.3.2 供用の計画です。

施設の年間稼働日数は、土日祝日を除く 236 日、稼働時間帯は、8 時 30 分から 17 時 20 分です。供用開始は、12 号が令和 7 年、13 号館が令和 12 年、14 号館が令和 19 年を予定しております。

ここからの環境影響評価項目については、コンサルの三菱地所設計に説明をお願いしております。

○事業者 はい、それでは続きまして、環境影響評価項目について御説明を差し上げます。お手元の評価書案の 42 ページをお願いいたします。

こちらは、環境影響要因と環境影響評価項目との関係を表した表となっております。

項目といたしましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスの 9 項目となっております。

それぞれの項目に関しまして、大気汚染に関しましては、工事の施行中の建設機械の稼働と工事用車両の走行を対象にいたしました。

騒音・振動に関しましては、工事の施行中の建設機械の稼働と工事用車両の走行、工事の完了後につきましては工場等の稼働を対象にいたしました。

土壌汚染に関しましては、工事の施行中につきまして、計画建築物の建設、工事の完了後につきましては、工場等の稼働を対象にいたしました。

日影、電波障害、景観に関しましては、工事の完了後の計画建築物の存在を対象にいたしました。

史跡・文化財に関しましては、工事の施行中において計画建築物の建設を対象にいたしました。

廃棄物に関しましては、工事の施行中において計画建築物の建設、工事の完了後につきまして工場等の稼働を対象にいたしました。

温室効果ガスに関しましては、工事の完了後の工場等の稼働を対象にいたしました。

これらの項目につきまして予測評価を実施いたしましたので、ポイントになるところを中心に御説明を差し上げたいと思います。

まず、大気汚染の影響につきまして、お手元の 86 ページを御覧いただけますでしょうか。こちらが 12 号館の建設段階における建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果を図示したものです。

右側 87 ページ、こちらが 13 号、めくっていただきまして、左側、こちらが 14 号館、それぞれの各段階におきまして予測を行ってございます。

また、その次のページへ 89 ページ、こちらが 12 号館の建設段階における建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果を図示したものです。

同じく段階で、90 ページが 13 号館、91 ページが 14 号館、各段階での結果を図示いたしました。

飛びまして 95 ページを御覧ください。こちらが大気に関する評価の結果を記載したページになってございます。

上段 8.1-27 (1)、こちらは建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価となっております。

日平均値の年間 98%値は、最大で 0.032ppm であり、評価の指標とした環境基準を満足する結果となっております。

また、建設機械の稼働に伴う寄与率は最大、こちらが中段になりますが、13 号館の建設時点で 26.1%という結果を予測してございます。

下段 8.1-27 (2)、こちらが同じく建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価をまとめた表になってございます。

浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は最大 0.037 mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準を下回る予測となっております。

また、寄与率につきましては、同じく中段の 13 号館建設時に 4.1%と予測してございます。

続きまして、1 枚めくっていただきまして、96 ページを御覧ください。こちらが工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果となっております。

上段は、二酸化窒素につきまして、予測結果がございまして、全て環境基準を満足するという予測結果となっております。また、寄与率につきましても、最大 0.6%程度という予測となっております。

下段は浮遊粒子状物質の予測結果でございまして、こちらも環境基準を満足するとともに、寄与率につきましては、0.1%あるいは 0.1%未満と予測をしてございます。

これらの工事の施行中の予測結果につきまして、環境基準を満足する結果となっておりますので、著しい影響はないものと考えているところでございます。

続きまして、騒音・振動について御説明を差し上げます。131 ページを御覧ください。

こちらが建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果の 12 号館建設時点になってございます。

めくっていただきまして、左側 132 ページ、こちらが 13 号館建設時中、右側 133 ページが 14 号館の建設工事中という結果でございます。

建設機械の稼働に伴う騒音レベルにつきましては、最大で 13 号館の建設工事中において計画地西側敷地境界で 84.6 dBと予測してございます。

134 ページを御覧ください。こちらは 12 号館の建設段階における建設機械の稼働に伴う振動の予測結果を図示しております。

同様に、135 ページが 13 号館の建設工事中の振動の予測結果、めくっていただきまして、136 ページが 14 号館建設時の振動の予測結果になってございます。

振動レベルにつきましては、最大で騒音と同じく、13 号館の建設工事期間中におきまして、敷地西側の境界で 74.5 dBと予測をしてございます。

少し飛びまして、143 ページを御覧ください。こちらが工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音の評価をまとめたページになってございます。

規制基準である勧告基準を下回るという結果をまとめてございます。

続きまして、144 ページを御覧ください。こちらが同じく工事の施行中における建設機械の稼働に伴う振動の評価をまとめたページになってございます。

こちら各段階で規制基準等を満足するという結果を確認してございます。

続きまして、145 ページを御覧ください。こちら工事の施行中における工事用車両走行に伴う騒音の評価の結果でございます。

こちらは、No. 1、No. 2 地点、少しページを戻っていただきまして、101 ページを御覧ください。こちらには騒音・振動の予測断面を示してございます。

計画地の東側にごございます都道、こちらは北側で No. 1 の地点、南側で No. 2 地点といったところで予測地点としてございますが、また 145 ページに戻っていただきまして、この 2 点につきましては、現況でも環境基準を超えるような数字になってございまして、その結果工事用車両の走行に伴う結果につきましても、環境基準を超える結果になっております。

ただし、工事用車両の走行に伴う増加分につきましては、それぞれ 0.1 ないし 0.2 dBと、いずれも 1 dB未満という結果になってございますので、工事用車両の走行に伴う騒音の影響につきましては、少ないのかなと考えているところでございます。

続きまして、146 ページを御覧ください。こちらは工事の施行中における工事用車両の走行に伴う振動の予測評価結果でございます。

こちらにつきましては、各地点とも規制基準を大きく下回る予定となっております。

続きまして147ページを御覧ください。こちらは工事完了後における工場等の稼働に伴う騒音の予測結果になってございます。

中段の表のとおり、そのレベルにつきましては43.8 dBということで、規制基準を満足するというを確認してございます。

続きまして、148ページを御覧ください。こちらは工場等の稼働に伴う振動でございます。

こちらは計画建物の周囲で32.0 dBと予測をしてございまして、こちらも規制基準を満足する結果と予測をしてございます。

以上が騒音・振動でございます。

続きまして、土壌汚染について説明を差し上げたいと思います。お手元評価書案の168ページを御覧ください。

こちら評価の結果をまとめたページとなっております。

計画地の一部には深度0から0.5mにおきまして、ふっ素及びその化合物の土壌汚染の溶出量基準値を超える土壌が過去に確認されまして、形質変更時要届出区域に指定をされておりましたが、こちらの区域につきましては、令和4年1月21日付で指定が解除されてございます

今後の工事に関しましては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づきまして、適正な手続きを行いまして、仮に土壌汚染調査の結果、汚染が確認された場合には、法及び条例に基づきまして適切な拡散防止策を実施するというを記載させていただいております。

また、その内容につきましては、事後調査において報告をさせていただきたいと考えてございます。

また、工事の完了後につきましては、計画地内にごございます特定施設、表面処理施設及び排ガス処理施設等が設置されておりまして、部品の洗浄あるいは排ガスの処理に使用されてございます。

特定施設につきましては、建替え対象外のものにつきましては残置をし、建て替える建物内には、新たな特定施設となる部品洗浄に使用する表面処理施設を新設いたします。

これらの施設からの排水のうち、半数以上の施設の排水は業者による引取り、一方でアルカリ電解水と酸類の一部の排水につきましては、施設内、敷地内で中和処理を行った後に、廃水として公共下水道に排水しているところで、今後も、同様の処理を行っていくとしてございます。

これをまとめまして、評価の指標といたしました新たな地域に土壌汚染を拡散させないこ

と、あるいは施設の稼働に伴い土壌汚染を引き起こさないことを満足するものと考えてございます。

続きまして、日影について御説明を差し上げます。お手元評価書案の177ページを御覧ください。

こちらは、計画建築物及び残置する建築物の複合での冬至日における時刻別日影図でございます。日影は敷地境界から最大約215mの際に生じると予測してございます。

飛びまして179ページを御覧ください。こちらは、同じく計画建築物と残置する建物の複合の冬至日における等時間日影図になります。

4時間以上の日影につきましては、敷地境界から5mの範囲内、2.5時間以上の日影につきましては、敷地境界から10m以内に収まりますので、日影規制の基準を満足すると予測をしております。

また、計画建築物、残置する建築物の冬至日における日影につきましては、計画地周辺の日影に特に配慮する施設、小学校ですとか病院といったものにはかかりませんので、特に著しい影響はないものと予測をしております。

続きまして、電波障害について説明を差し上げます。お手元の評価書案の190ページを御覧ください。

こちらが計画建築及び残置する建築物複合の地上デジタル放送の受信障害予測範囲図となります。

図上に右側から矢印はございますが、こちらが地上デジタル放送の東京局、東京スカイツリーからの電波になりまして、こちらの遮蔽障害が、西側のオレンジ色及び緑色の範囲にそれぞれ遮蔽障害が生じるものと予測されております。

西側につきましてはオレンジ色の部分で最大で110m、それから、図面左下から矢印がございまして、こちらは八王子局からの電波になってございます。

こちらにつきましては、計画地の北東方向に、敷地境界から約260mの範囲に、遮蔽障害が生じると予測をしております。

なお、反射障害につきましては生じないと予測がされております。

192ページを御覧ください。こちらは衛星放送の受信障害予測範囲図を示したのになります。

計画地東側及び北側にわずかに障害が出るという予測になってございますが、特段影響を受けるような建物はないのかなと考えているところでございます。

以上、電波障害につきましては、今後、計画建築物による電波障害が生じた場合には、適切な受信対策を行うことで、影響が軽減されますので、周辺環境に著しい影響はないものと考えてございます。

続きまして、景観について御説明を差し上げます。お手元評価書案の196ページを御覧ください。

こちらが景観のモニタージュを作成した地点を図示したものになってございます。計画地に近傍する地点としましては、人が集まるということで、バス停の付近及び周辺の公園から、モニタージュを作成してございます。

飛びまして203ページを御覧ください。こちらが計画地西側道路沿いのバス停付近からの計画地方向に向かって撮影した写真とモニタージュとなります。

下段にオレンジ色で塗ってある図がございまして、この図の右奥に、13号館の西側端部の建物がちょうど見えると予測をしております。

めくっていただきまして、204ページを御覧ください。こちらは反対側、計画地東側の都道沿いのバス停付近から計画地を眺めた現況の写真とモニタージュ写真となっております。

こちらは計画地中央になりますが、12号館が都道の街路樹の奥に確認できると予測をしております。

続きまして205ページを御覧ください。こちらは計画地の南東側約170mの公園内からのモニタージュとなります。

少し見づらいますが、下段を見ていただきますと、オレンジ色の部分が写真右側にございまして、こちらが建物12号館の建物上部が公園の周辺にある商店の上に確認ができると予測をしております。

めくっていただきまして、206ページを御覧ください。計画地西側約190mの公園内からのモニタージュとなります。

こちらは、樹木の背後に建物が存在すると、常緑樹の背後になりますので、こちらにつきましては眺望ができないということを確認してございます。

207ページを御覧ください。計画地の北東側約400mの公園内からのモニタージュとなります。

こちら最下段の図を御覧いただきたいのですが、周辺の戸建て住宅の背後に建物が存在するということで、眺望ができないということを確認してございます。

続きまして、208ページを御覧ください。計画地の北側約480mの公園内からのモニター

ジュとなります。

こちら最下段でオレンジ色がちょうど写真の中央にわずかに見えますが、既存の周辺建物の奥に建物の一部が視認できるということを確認しております。

各計画地近傍では、眺望が変化する地点があるものの、既存工場群の建替えでもございまして、眺望の印象は大きくは変わらないものと予測しております。

続きまして、史跡・文化財につきまして説明を差し上げます。お手元評価書案の 213 ページを御覧ください。

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である昭島市の No. 7 遺跡が存在しております。

工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合には、その現状を変更することなく、東京都教育委員会並びに昭島市の教育委員会に、随時確認を取りながら対応を進めてまいります。

続きまして、廃棄物にまいります。245 ページを御覧ください。

まず、既存建築物の解体に伴う廃棄物の排出量につきまして、約 40 万トンと予測をしております。

これらは適正に処理・処分等を行いまして、再資源化率につきましては約 99%と予測をしております。伐採樹木の排出量につきましても、5 トンと予測をしている中で、再資源化率につきましては約 99%と予測いたしました。

246 ページを御覧ください。こちらは計画建築物の建設に伴う建設汚泥につきましては、同じく許可を受けた処理業者に委託をして、再資源等を行うということで、再資源化等率は約 97%と予測をいたしました。

汚泥につきましては、こちら約 96%と予測をしております。建設発生土につきましては、有効利用率約 88%と予測をしております。

また、工場等の稼働に伴う廃棄物につきましては、許可を受けた処理業者に委託をして再資源化等を行うなど、適切に処理・処分を行うということで、再資源化率等につきましては 88%と予測をいたしました。

以上、工事中は建設リサイクル推進計画の事業者責任を果たすということで、達成基準を満足するものと考えております。

また、工事の完了後におきましても、関係法令を遵守しまして目標値を達成できるものと考えているところでございます。

最後に、温室効果ガスになります。お手元の評価書案 255 ページを御覧ください。

工場等の稼働に伴う温室効果ガス排出量、エネルギーの使用量及びそれらの削減率の予測結果を示してございます。

表 8.9-10、一番下段になりますが、こちらに示しましたとおり、計画施設の温室効果ガスの排出量につきましては、既存施設の排出量と比較した削減率約 36%と予測をいたしました。

また、既存設備の更新等につきましては、積極的に進めるというところで、使用するエネルギーの削減に継続的に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、長くなりましたが、事業の計画並びに予測評価の内容について御説明を差し上げました。どうもありがとうございました。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さまから御質問、御意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 廃棄物のことについて確認したいと思います。

先ほど、製造工程の御説明があつて、この工場では電子製品を製造されていると理解しています。

この事業を開始するとき、多くは既存建築物の解体がメインですので、その廃棄物量の予測というのが、先ほど約 4 万トンという数字で示されているわけですが、これに関連して、元々の工場にあるその製造工程での機械とか設備というものは、新しい工場になったときには、もうそれは全て新しいものに置き換える、つまり、今まで使っていた、建物じゃなくて、建物の中にある機械類がどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

この事業は、そういったものが一旦整理されて、空になった状態で建物の解体を、当然スタートすると思うのですが、そのことについて評価されているのかなとは思っていますが、関連して、それらの機械が新しい工場で使われるのか、多分新しいものに置き換わると思うのですが、その辺の確認をしたいと思います。

そして、その廃棄については、どういう考え方、スケジュールになっているのかということも確認したいと思います。

アセスの対象とはちょっとずれているかもしれませんが、事前にお伺いしたいと思います。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方、御回答をお願いいたします。

○事業者 それでは、説明させていただきます。

まずは、既存で使用している設備を流用して移設するものと、おっしゃるとおり、廃棄するものがございます。

まず、前もって弊社の工場は、ラインみたいな設備がいっぱいあるのではなくて、精密機器を人が手作業で組み立てていくというような形態の工場でございます、設備といってもそんなにあるわけではないです。

あるとしても、この環境影響評価書案の中で触れておりますような、洗浄機が少しあるとか、そんな程度のものでございまして、そうしたものについては、建物解体前に、ほぼ金属ですので、リサイクルに出して、廃棄物の削減をすとか、そうした対応をとっていくようになるかと考えております。

○荒井委員 分かりました。

そうすると、この評価書案で予測数値にあるものの中には、そういったリサイクルする機械は当然そこには入らないでしょうが、廃棄する場合、リプレースする機械については、この今説明にあった資料の中には入っていないということによろしいでしょうか。

○事業者 そのとおりでございます。

○荒井委員 承知しました。

あともう1点、土壌汚染のところ、排水処理のお話があって、この機械の話とも関連しますが、現在使用している薬品も、新たな工場に移行する際、一旦廃棄する、使っているものは管理が難しいので廃棄すとか、そういう薬品関係の廃棄というのはあり得るのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 今回の新たな工場には、多く薬品を使うようなものの移行は考えておりません。

この環境影響評価書案で触れております洗浄機に使うアルカリ電解水というのがございまして、そちらは新しい工場にも移行しますが、こちらほぼ水でございますので、pHの調整は必要ですが、そういった適正な処理をして工場排水として排出することになりまして、そうした薬品関係が廃棄物として多く出るとは考えていません。

○荒井委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、奥委員、よろしく願いいたします。

○奥委員 はい、奥でございます。

荒井委員が最後に質問された点と関連するのですが、168 ページに土壌汚染に係る評価の結果が書かれておりました。

この工事完了後のところ、一番下にありますが、ここに特定施設からの排水のうちの半数以上施設の排出は、全て業者により引き取られている。一部の施設については中和処理を行って公共下水道に排水するというのですが、もう少し定量的に示していただけないでしょうか。

半数以上の施設というのが、いくつあるうちの半数以上なのか。そこから出る排水量がどの程度で、それが業者によって引き取ってもらって処理してもらっているということで、残りの部分は自社で処理をして、公共下水道に出しているということですが、その量もどの程度なのかといったところですね。

評価書の段階ではできるだけ定量的に示していただけるといいかなと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

事業者の方、お願いいたします。

○事業者 はい、御質問いただきありがとうございます。

ちょっとすぐ回答するのは難しいのですが、今後の評価書の中でその点については触れさせていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○奥委員 よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

できれば、そういった排水の種類というか、どういった物が含まれているかという情報も必要かと思しますので、合わせてお願いいたします。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 よろしくお祈りします。

145 ページの工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果という表があって、これを見ると、No.1 と No.2 の 2 地点で環境基準 65 dB を超えてしまっている。もちろん、これは現状で超えてしまっているのではないと思うのですが、これに関して、現状で超えているとしても、何らかの対策をとることは必要だろうと思います。

何か今の時点で考えていることがあれば教えてください。お願いいたします。

○事業者 はい、御質問ありがとうございました。

予測については超えている結果ということですが、それ以外に何か行える事項があるかという質問だと承りました。

お手元の評価書案の 141 ページの下段を御覧いただきたいのですが、2) 予測に反映しなかった措置の②番として、工事用車両に対する措置といったところにつきましては、いくつか列挙させていただいております。

特に道路沿道に関して関係がありそうなものについては、工事用車両の整備点検を徹底するとか、過積載を防止する、それから環境保全のための措置を工事関係者にきちんと周知徹底するといったところが、今は考えられるかなと思っております。

○高橋委員 ありがとうございます。

今の点に関連して、33 ページに工事用車両の走行ルートを図があります。これを見ると、都道 59 号線ほぼそれのみを使っている感じですが、都道 59 号線以外のルートを使うという可能性はないのでしょうか。お尋ねします。

○事業者 広域の図として、12 ページの計画地位置図を御覧いただきたいのですが、道路を色塗りしていないので見づらいところあるかもしれませんが、計画地につきましては、3 面、東側と西側と南側に接道してございます。

御覧いただくと、この西側についても、この道路の先に行きますと、都道の 162 号というのがあるにはあるのですが、そこに至るまでの道路が少し狭かったり、戸建住宅が張り付いていたりといったところがあります。

それから、西側の南につきましても、市道昭島 9 号線という道路がございしますが、南に行くと、小さな四角が見えますが、戸建住宅が張り付いています。また、北に行きますと、小学校がございします。

ですので、そういったことも勘案いたしまして、お手元の 33 ページに示させていただきました道路を、特に東側に広域な幹線道路、都道がございしますので、極力そちらを使って、工事用車両については走行していただくと考えているところでございます。

○高橋委員 分かりました。

そうしますと、走行ルートの分散ということは考えづらいということですね。

○事業者 はい、そのように考えてございます。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

それともう 1 点、騒音に関してですが、128 ページ上の表に、この新しい建物に使用する室外機とかヒートポンプの数があって、結構な台数になっています。

ここから出てくる低周波音が心配になります。先ほど、資料編を確認したところ、低周波の予測自体は大丈夫なレベルになって落ち着いていると思います。

ただ、新しく建てる、例えば 12 号館の南側には、民家が密集しているところもあるので、夜間の影響はひよっとしたら出る可能性があるのではないかという懸念があるのですが、その点はいかがでしょうか。

○齋藤第一部長 御回答をお願いいたします。

○事業者 はい。かなりの数の室外機にはなっていますが、これらは建物の屋上に配置する計画にしております。

さらに、屋上といっても、民家から離れた反対側のところに配置して、周りには遮音壁になるような腰壁をつくるような計画を持っておりますので、民家への影響というのはさほどないのではないかと考えております。

○高橋委員 分かりました。遮音壁のようなものをつくっていただけるということであれば大丈夫かと思えます。ありがとうございました。

○齋藤第一部長 そこら辺の配慮お考えであるとする、評価書にはそういった措置のところに記載をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 御説明があったかもしれませんが、12 号館の南側の計画建築物というのは、これは何がここに該当しているのでしょうか。

○事業者 駐輪場になります。

○横田委員 景観の地点 2 番からの眺望ですが、これは、近傍まで寄っていくと、おそらく 12 号館の壁面の割合が高くなっていくと思うのですが、そこで、この 12 号館の南のスペースというのは、かなり緩衝的な空間になると思うのですが、こういう緑地があまり配置されていないと思います。

今、工場立地法の面積に向けて段階的に緑化されていくということですが、ここを緑地にできないかなという風に拝見していたんですね。今揚水をされていて、地下水をくみ上げて雨水は浸透ということが、21 ページに書いてありますが、緑化の評価の一つとしては、やはり浸透効果というのは位置づけられると思いますので、既存の緑地がどれだけ浸透させられているかという評価とか、新しい緑地がどれだけ浸透できるのかという観点も含めて、浸透量に配慮した緑化面積というのをきちんと確保する必要があるのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 まだ、計画段階でありますので、具体的な緑地については記載しておりませんが、12 号館の南側につきましても、緑地を設置する計画は実はございます。

それがどれだけ吸収量があるかというところではありますが、できる限り工場立地法の関係もありますので、緑地面積は確保していきたいという側面がある一方、温室効果ガスの削減という意味で、社員の自転車通勤というところを推奨しているという側面もございまして、それとバランスを取りながら実施していきたいと考えております。

○横田委員 建物上を緑化しないというのは何か理由があるのですか。

○事業者 屋上緑化とかそういった意味ですか。

○横田委員 はい。

○事業者 その計画もございまして。それは、今後、敷地の地上面でどれだけ確保ができるかというところを鑑みながら、どれだけ屋上に設置する必要があるのかというところを整理しまして、必要であれば屋上緑化というのでも検討してまいりたいと考えております。

○横田委員 ありがとうございます。拡充の方向性についてぜひ御検討いただければと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 今日は御説明ありがとうございました。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、既存施設において、249 ページの表 8.9-5 にあるような、省エネルギー対策というのは、もう実施されているんですね。現在これらの対策は施されているという認識でよろしいですか。

○事業者 まだ途中のものもございまして、段階的に実施していくというそのような計画でございまして。

○堤委員 そうであれば、予測に使われている既存施設の温室効果ガス排出量の算出のときに用いている排出原単位が、その省エネルギー対策実施前というのを使っていて、建物も古かったりして、しかも省エネルギー対策も実施前というようなことで、原単位も実は大きく見積もられていて、結果的にそこと計画施設の排出量の比較をすると、削減率も大きく見えてしまっているのではないかなと思います。

この基準施設の温室効果ガスの排出量の算出方法というのは、これは適切なのかということをお伺いできればと思います。

○事業者 どの時期を基準とするかということがあるかと思いますが、現段階で、東京都の環境確保条例の総量削減義務制度等もありますので、そちらの法律との整合性を見ながら、こちらの既存施設における排出原単位というものは算出しております。

当然もっと減る方向にはございますので、大きく見えるというところはあると思うのですが、実際に大きく減らせるように努力してまいりたいと考えております。

また、キャップアンドトレード制度で、第4計画期間というところの検討されているところだと思いますが、そちらの自然エネルギーの活用というところが大きな議論になっていると聞いておりますので、そうしたトータルを含めて削減に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○堤委員 今の状態から建て替えて新しいものをつくっていくので、より良いものを建設していただくというような点では、現在の状態、省エネルギー対策が施された状態から新しい建物になって、さらにどれだけ削減できるかというような観点で、予測をしていただいたり、検討していただくのがいいかなと思っています。

あと1点ですが、そう考えると、計画施設の温室効果ガス量のところで、新規の太陽光発電というのは考慮されているのかなと思うのですが、この他に、例えば、建物の断熱性能の評価とか設備の高効率化とかの組み合わせというのものもあるかと思えます。

それらによって、どういう取り組みが検討されていて、それらによってどれだけの温室効果ガス削減が見込まれているかということは、現状どのように御検討されていらっしゃいますでしょうか。

○事業者 具体的な建物の中身とか設備構成というものが、まだ定まっていない状況でございますので、具体的にどのような省エネ対策、もしくは省エネ機器を導入していくかは、現時点ではなかなか検討が難しいという部分がございます。

ただし、法律で建物の省エネ性能をアップさせるとか、そうした各種法令の要求もございますし、対外的な部分もございますので、そうしたところは具体的な計画が立った段階で、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○堤委員 そうしましたら、今後の作成されていく図書の中で、そういったような情報も組み込まれて、情報共有をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

今のことに関連して、何と比較するかという話もあったと思うのですが、そこについても少し、次回以降詳しく説明できるのであればお願いしたほうがいいのではないかなと思ったのですが、それを含めて、最後にコメントを堤委員に対してコメントされようとしておられたかと思いましたので、コメントいただければと思います。

○事業者 はい、御意見をありがとうございます。

基準と比較の方法というのは難しいところがございます、先ほど、事業主からもお話しいただきましたとおり、まだ細かな条件が決まっていない中で、このアセスの段階でできる予測というのは、なかなか限りがあるかなと、コンサルとしては思っているところがございます。

ですので、事業主としては、積極的に世の中の動きに合わせて省エネ化を図っていきたいという思いは持っておりますので、例えば、評価書では難しいと考えてはおりますが、事後調査の中で、できた建物についてどうだといったものについては、お示しできるのではないかなと考えてございます。

○齋藤第一部長 分かりました。どうもありがとうございました。

他はいかがでしょう。どなたかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

他に御発言がないようですので、本日の審議としては終了したいと思います。

事業者の皆様方、お忙しいところありがとうございました。また次回以降よろしく願いいたします。それでは、退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤第一部長 それでは、最後に「その他」ですが、何か委員の皆さま方から御意見、御問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、これをもちまして第一部会を終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退室ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 52 分閉会)